住宅改修におけるQ&A

守口市

～ 目 次 ～

住宅改修の概要について ・・・P2
住宅改修における申請の流れ ・・・P３
事前申請時の提出書類と留意点について ・・・P５
事後申請時の注意点・留意事項について ・・・P６
対象となる住宅改修の種類 ・・・P7
制度全般について ・・・P10
手すりの取付けについて ・・・P24
段差の解消について ・・・P29
滑りの防止及び移動の円滑化のための床
又は通路面の材料の変更について ・・・P３７
引き戸等への扉の取替えについて ・・・P４０
洋式便器等への便器の取替えについて ・・・P４４
その他について ・・・P４９
質問について ・・・P５２
質問票 ・・・P５３

守口市住宅改修におけるＱ＆Ａ

要介護認定されている方が、できるだけ自宅で自立した生活を続けるために必要な住宅改修にかかる費用の一部が支給されます。手すりの取り付けや床の段差解消等、資産形成につながらない比較的小規模なものが対象です。支給を受けるためには、改修前と改修後にそれぞれ手続きが必要です。住宅改修は、被保険者（利用者）の心身の状況及び日常生活上の動線、住宅の状況、福祉用具の導入状況、家族構成、改修の予算等を総合的に勘案することが必要です。

以下の Q&A は国から示されている Q&A や本市実例、他市事例を基に Q&A 方式でまとめたものです。ただし、これは例示であり表面上は同じに見えるケースであっても、記載の内容とは状況が異なる場合も考えられます。ご不明な点がありましたら高齢介護課までご相談ください。

住宅改修の概要について

種類	想定される内容例	対象外となるもの（例）
1. 手すりの取り付け	・廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒予防もしくは移動または移動動作に資することを目的として設置するもの。 ・形状は、二段式、縦付け、横付け等	・集合住宅等の共用部分の手すり（条件によっては可能） ・敷地外の手すり ・転落防止のための柵 ・取り付け工事（固定）を伴わない手すり　等
2. 段差の解消	・居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差又は傾斜の解消。	・床下収納スペースを埋める工事 ・スロープや踏み台を固定設置せずに置くだけの工事 ・昇降機、リフト、段差解消機等を設置する工事 ・転落防止柵の設置単独の工事 等
3. 滑りの防止および移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更	・居室：畳敷から板製床材・ビニル系床材等への変更 ・浴室：滑りにくい床材への変更 ・通路面：滑りにくい舗装材への変更 等	・老朽化による床材の張り替え ・滑り止めマットを洗い場等に置くだけ ・転倒時のけが防止のために、床を柔らかい材質のものに変更 ・滑りやすい素材に変更 等
4. 引き戸等への扉の取換え	・扉全体の取替え（開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等への取り替え）、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置等 ・引き戸等への扉の取替えにあわせて自動ドアとした場合は、自動ドアの動力部分は含まれない。	・自動ドアに取り換えた場合の動力部分相当の費用 ・雨戸の取替え（本人の生活動線上であれば、対象となる場合があります。） ・間口の拡大（心身の状況等により扉の使用に支障があると認められる場合は、対象となります。）
5. 洋式便器等への便座の取替え	・和式便器を洋式便器（暖房便座、洗浄機能付き等）への取替え、既存の便器の位置や向きの変更 ・すでに洋式便器である場合の暖房と洗浄機能の付加のみの設置は対象外 ・非水洗和式便器から水洗式洋式便器又は簡易水洗洋式便器に取り替える場合は、水洗化または簡易水洗化の部分は含まない。	・洋式便器から洋式便器への取替え ・既存の和式便器はそのままで、新規の洋式便器を設置 ・暖房便座や洗浄機能等のみを目的として、これらの機能が付加された便座への取替え ・電気工事 等
6. 1.～5.に付帯する必要な工事	①手すり取り付けのための下地補強 ②浴室の床のかさ上げに伴う給排水設備工事 ③床材変更のための下地補強、通路面の材料の変更のための路盤の整備 ④扉の取り換えに伴う壁または柱の改修工事 ⑤便器の取替えに伴う給排水設備工事、便器の取替えに伴う床材の変更	

給付方法

〇住宅改修を行う前に必要書類を添えて、事前に申請する必要があります。
※承認を受ける前に着工したものは支給対象となりません。
※工事内容（金額、工事内容など）に変更が生じた場合は早急に高齢介護課へ連絡が必要です。
〇住民票の住所での改修が対象となります。

住宅改修における申請の流れ

相　談

担当の介護支援専門員（ケアマネジャー）等に相談する。
※申請時に必要な「住宅改修が必要な理由書」をケアマネジャー等に作成していただく必要があります。要支援・要介護認定を受けていない方は、お住まいの地区を担当する地域包括支援センターへご相談ください。

工事見積

施工業者に見積りを依頼する。担当の介護支援専門員（ケアマネジャー）等に相談する。
（複数の施工業者に見積り依頼し、比較・検討後に決定することをお勧めします。）

事前申請

- 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修事前申請書
- 介護保険住宅改修事前申請にあたっての委任状（本人（又は家族）以外の代理人が申請書を提出する場合）
- 家屋所有者に関する書類（固定資産税通知書の写し・名寄せ帳等）
- 承諾書（借家の場合に提出/家屋所有者の承諾が必要）
- 住宅改修が必要な理由書（１）（２）（ケアマネジャー等が作成）
- 改修工事見積書
- 改修箇所の写真（日付・工事個所が明記されたもの）及び平面図

※上記書類の内容は担当ケアマネジャーが把握している必要があります。

承　　認

承認の通知をご本人様宛に郵送します。
※受領委任払いでお送りする承認決定通知書は、あくまでも住宅改修を行うことに対する承認決定であり、通知書に記載されている自己負担額は、実際にご本人様が負担する自己負担額ではないことにご留意願います。
（自己負担額は、代金の領収日時点での負担割合に基づき決定されます。）

工事着工
工事完了

※事前申請提出日以降に工事内容、金額に変更が生じた場合は、必ず高齢介護課へご相談ください。
（相談のないまま工事を行った場合、給付対象外となります。）

支給申請

- 介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書(償還払い)/（受領委任払用）
- 介護保険住宅改修費支給申請にあたっての委任状（償還払い）/（受領委任払用）
  （本人（又は家族）以外の代理人が申請書を提出する場合）
- 改修箇所の写真（日付・工事個所が明記されたもの）
- 改修工事請求書及び領収書

※事前承認の時期について

施工内容や書類に不備がなくても、施工内容確認のため承認に時間を要する場合があります。
予め御了承ください。

※事前承認後の変更について

住宅改修は事前申請制であるため、無断で改修内容の変更を行うことは原則認められません。住宅改修業者が改修を行う際に、利用者・家族から取り付け位置の変更等を希望されたとしても、安易に事前申請の内容と異なる改修を行ってしまうと介護保険支給の対象外となってしまう場合があります。改修内容に変更が生じた場合には、必ず事前に高齢介護課までお問い合わせください。なお、見積もり段階では予測し得なかった事情（取り付け箇所の強度不足等）により改修内容の変更が生じた場合も、改修前に高齢介護課まで必ずお問い合わせください。

※住宅改修に関する質問等について

介護保険の住宅改修について質問等がある場合、別紙「質問票」に必要事項を記入し、FAX またはメールでお問い合わせください。
（電話での問い合わせについては回答しかねます。）

事前申請時の提出書類と留意点について

1. 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修事前申請書	・改修の内容・箇所及び規模の欄には、改修の種類ごとに、箇所、数量等を記入すること。 ・事前申請書は着工予定日の１０日以上前（土日祝日含む）に行うこと。 ※書類や改修内容の確認のため、申請から承認までに２ 週間程度、状況によってはそれ以上の時間を要する場合があります。 ・改修費用に工事見積書と同じ金額が記入してあること。 ・申請内容に訂正がある場合は、訂正箇所を二重線で消し、訂正印を押印するか付近に申請者が訂正署名を記入すること。委任状欄に訂正がある場合も同様です。
2. 住宅改修理由書	・記入が必要な全ての項目が記載されていること。 ・被保険者氏名、住所が被保険者証記載のものと一致していること。 ・被保険者の心身の状況と日常生活上の動線、住宅の状況、福祉用具の導入状況を総合的に勘案し記載されていること。 ・身体状況と問題点が具体的に記載されていること。 ・改修内容が介護保険対象として妥当であること。
3. 工事見積書（内訳書）	・工事見積書の宛名は被保険者氏名をフルネームで記入すること。 ・件名等に「介護保険住宅改修」と記入すること。 ・見積日が記載されていること。 ・改修の種類ごとに具体的に記入すること。 ・工事見積書に支給対象外の工事が含まれている場合、対象外工事分について見積書に入れない、又は、介護保険支給対象となる部分の抽出、按分等適切な方法により対象部分の費用を明示すること。 ・システムバスの場合、システムバス本体の内訳書（浴槽・床・扉・天井・壁・窓・手すり等）の内訳がわかること。 ・手すりの取付けの場合で、例えば３メートルの手すりを切って数か所に使用する場合は、各箇所の手すりの長さを記載すること。 （※介護保険で認める工事費用の範囲（対象部分）は、実際の手すりの長さ及びその取付け工事に必要な範囲に限ります。） ・工事見積書の計算が合っていること。
4. 住宅改修予定箇所の写真とその写真に完成予定図を記したもの	・いずれも写真の枠内に日付を入れること。（日付入り機能が付いたカメラがない場合は、ボード等に日付を記入のうえ、撮影すること。） ・改修の箇所ごとにその改修部分が明確になるよう撮影すること。 ・改修予定箇所の周辺の様子が確認できるように撮影すること。 ●手すりの取り付け ・手すりの取り付け位置がわかるように写真に明示すること。 ●段差の解消 ・段差にはメジャーの先端が床に付いている状態が写るようにし、段差の高さがわかるように撮影すること（目盛りが読めない場合は近接写真を撮影する）。 ・踏み台の場合、高さ0cm、奥行き0cm、幅0cm を設置予定図に記入すること。 ・敷居の撤去は、敷居にメジャーをあてて撮影すること。 ・床のかさ上げ（下げ）工事は、段差のある箇所（片側しか段差がない場合は片側のみで可）にメジャーをあてて撮影すること。 ・浴室をシステムバスに改修し、浴槽を段差解消工事とする場合は、浴槽の内・外の寸法がわかるようメジャー等を使用し、数値を明確にすること。浴槽に傾斜がある場合、水平器等をあて、高さがわかるようにすること。併せて、全体が確認できる写真も撮影すること。 ●床材の変更 ・改修予定箇所の範囲がわかるように撮影し、床材変更箇所を斜線等で図示すること。 ・屋外通路の路面変更工事は、始点と終点の境を明確に図示すること。 ●扉の取替え ・扉の内開き、外開き、開き勝手の変更など、工事内容に合わせて、それぞれ工事前の扉の位置や状況が分かるように撮影し、図示すること。
5. 平面図（工事箇所が１箇所の場合は不要）	・日常生活動線上に複数の手すりを設置する場合は、改修箇所が記入されている平面図を作成すること。 ・システムバスや洋式便器、滑りにくい床材等でメーカーの製品を使用する場合、仕様、寸法のわかるカタログ等に該当箇所がわかるよう印をつけたうえ、資料として添付すること。
6. 介護保険住宅改修事前申請にあたっての委任状	・被保険者本人が提出する場合は不要

事後申請時の注意点留意事項について

1. 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費	・要介護認定の新規申請中又は区分変更申請中でないこと。 ※住宅改修費の支給申請は、認定がおりてから行ってください。認定が「非該当」となった場合、住宅改修費の支給申請を行うことはできません。 ・入院又は入所中でないこと。 ※住宅改修費の支給申請は、退院・退所後に行ってください。退院・退所できない場合、住宅改修費の支給申請を行うことはできません。（一時的な退院も同様に支給申請を行うことはできません。） ・必要な項目が全て記載されていること。 ・申請内容に訂正がある場合は、訂正箇所を二重線で消し、訂正印を押印するか付近に申請者が訂正署名を記入すること。委任状欄に訂正がある場合も同様です。 ・着工日は、認定有効期間内であり、かつ住宅改修承認の決定年月日以降になっていること。 ・支給申請日は工事完了日以後の日付であること。
2.. 住宅改修に要した費用に係る領収証（写し）	・宛名が被保険者本人であること。（名字のみ、上様は不可。フルネームで記入すること。） ・原本または写しを提出すること。 ・領収年月日は、工事完成日以降であること。 ・領収証の金額は、原則、事前申請で承認された見積金額（工事費内訳書）と同額であること。 ・受領委任払い方式の場合は、領収金額が利用者負担額であること。 ・施工業者の印が押されていること。 ・ただし書きに、介護保険住宅改修工事費であることが明記されていること。
3. 撮影日が入った工事完了後の住宅改修箇所の写真	・写真の枠内に完成日以降の日付が入っていること。 ・改修前の写真と同じ位置から撮影していること。 ・すべての改修箇所の改修前と改修後が比較できるように貼り付けてあること。 ・写真には余計なものを写さないこと。（例えば、手すりを取り付けた場所に物が置いてある場合、手すりを使用していないものと判断し、住宅改修費を支給することができない場合があります。） ・段差解消工事は凸部が解消したことが確認できる写真を、改修前の写真と同じ方向から撮影し、メジャー等を使用し、段差がないことを明確にすること（目盛りが読めない場合は近接写真を撮影すること）。なお、段差解消工事のうちスロープ設置工事は、段差が解消されたことがわかるよう、始点と終点の近接写真を撮影すること。この場合、メジャーをあてる必要はありません。
4. 請求書（受領委任払の場合のみ）	・請求日は、支給申請書の申請日以降の日付が入っていること。 ・宛名は「守口市長」となっていること。 ・介護保険住宅改修工事費の請求であることが明記されていること。 ・被保険者本人の氏名が記載されていること。 ・代表者の印が押印されていること。
5. 領収書	・宛名は被保険者本人の氏名（フルネーム）が記載されていること。 ・金額は被保険者が負担する額が記載されていること。
6.介護保険住宅改修費支給申請にあたっての委任状（償還払い/受領委任払い）	・被保険者本人が提出する場合は不要

上記内容は一般的な確認項目であるため、市への提出前のセルフチェック等に適宜ご活用ください。ただし、一般的な事例を想定したものであるため、この他の確認や追加書類等が必要な場合もあります。予めご了承ください。

対象となる住宅改修の種類

凡例　住 住宅改修　用 福祉用具　外 対象外

引用：株式会社高齢者住環境研究所

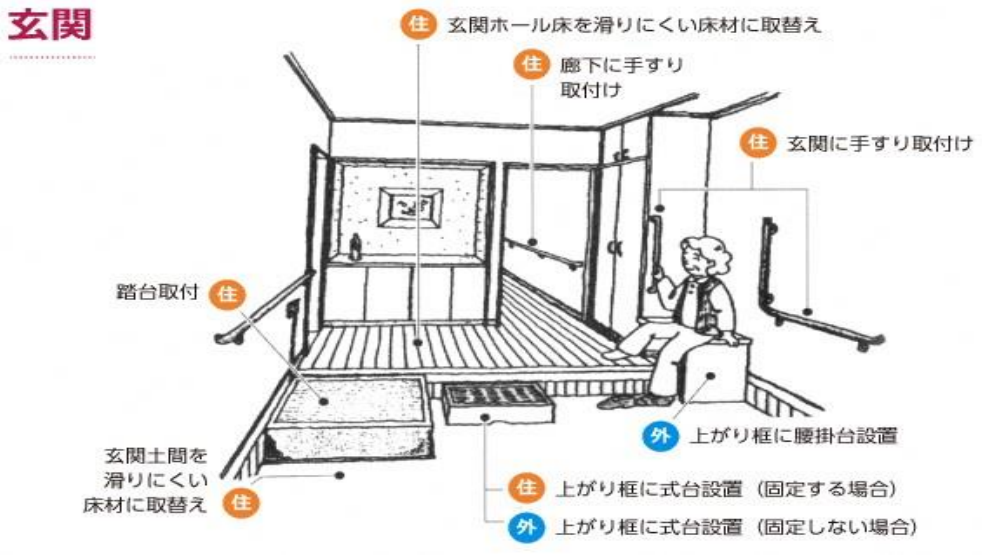

廊下

住 ドアを引戸に取替え
住 廊下に手すり取付け
住 スロープ取付け（固定する場合）
用 スロープ取付け（固定しない場合）
住 床を滑りにくい床材に取替え
敷居撤去 住
外 足下灯取付け

階段

住 手すり取付け
外 階段昇降機取付
足下灯取付け 外
住 滑り止め取付け

寝室

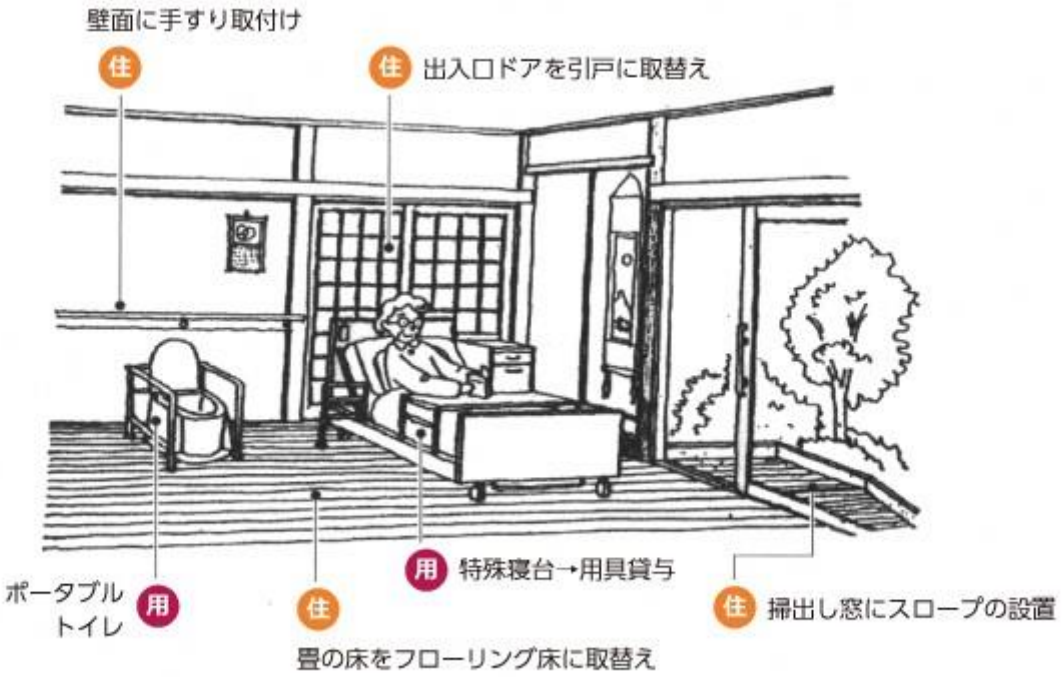
壁面に手すり取付け
住
住 出入口ドアを引戸に取替え
用 特殊寝台→用具貸与
ポータブル
トイレ
用
住
住 掃出し窓にスロープの設置
畳の床をフローリング床に取替え

トイレ

住 手すり取付け
住 ドア吊元取替え
住 取手をレバーハンドルに取替え
住 開口幅を確保するために
建具の取替え
外 手洗器、収納棚取付け
用 腰掛便座（和式便器の上に
置いて腰掛式に変換するもの）
外 暖房機設置
住 和式便器を洋式便器に取替え
滑りにくい
床材に取替え
住
住 床上げ、床下げ

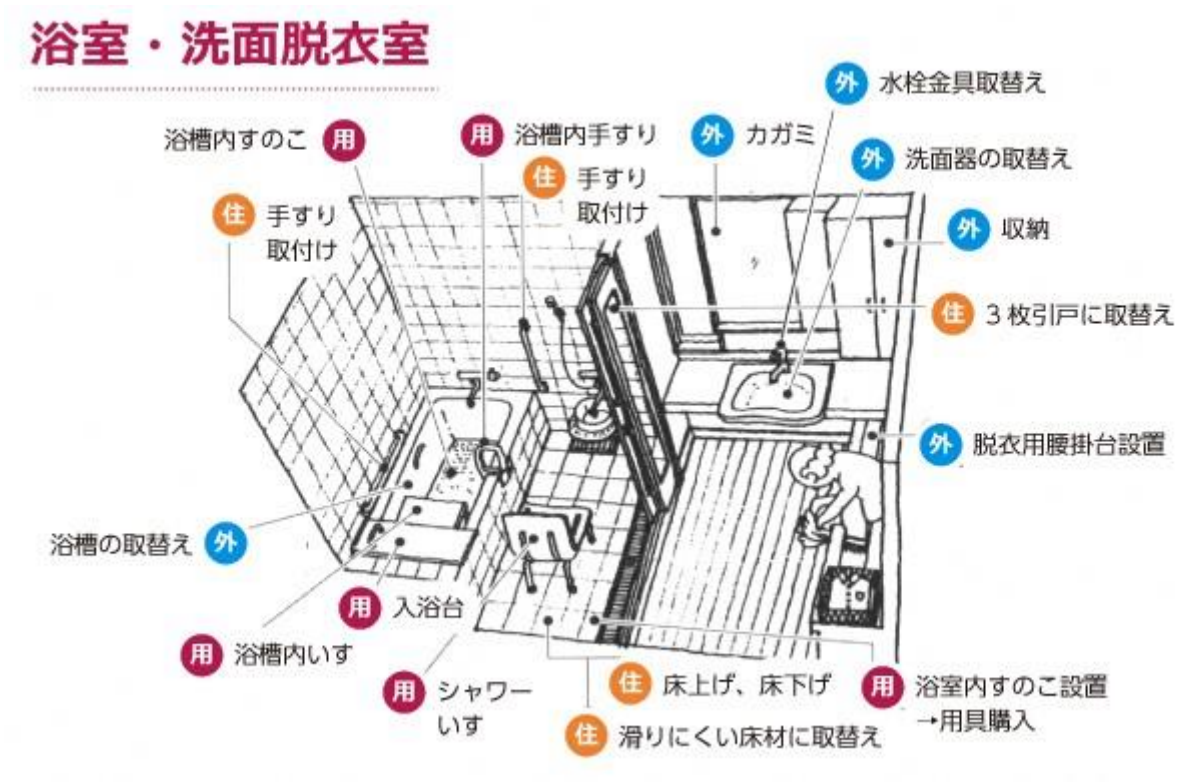

制度全般について

（問）
住宅改修について相談したい場合、どこに相談すれば良いか。

（答）
担当のケアマネジャーがいる場合は、ケアマネジャーにご相談ください。また、お住いの近くに地域包括支援センターがございますので、地域包括支援センターでも住宅改修について相談を承っております。

（問）
どのような場合に介護保険住宅改修を利用できるか。

（答）
守口市の被保険者で、要介護・要支援の認定を受けた方で、事前申請により市が住宅改修が必要であると認めた場合で、住所地の住宅について改修を行う場合に利用できます。

（問）
事前申請と事後申請の申請時期を知りたい。

（答）
住宅改修費の支給申請は、必ず工事前に行います。この申請を「事前申請」といい、工事着工後の申請は原則できません。介護保険課の書類審査後、「住宅改修費承認通知書」が、被保険者に送付されてから工事を着工します。工事完了後、領収日の翌日から２年以内に「事後申請」をし

てください。なお、「事前申請」後、工事を行わなかった場合は、「取下げ」の手続きをしてください。

（問）
事前申請後、受領委任 → 償還（又は償還 → 受領委任）へ切り替えたい。内容に変更がない場合は、申請書のみを差し替えればよいか。

（答）
既に提出している書類のうち、差し替えが必要な書類については差し替えをお願いします。取り下げ書を提出し、再申請から手続きをする必要はありません。

（問）
要介護認定申請前に着手した住宅改修は対象となるか。

（答）
要介護認定申請前に着手した住宅改修については、対象と認められません。介護保険の対象とならないため、改修費用は全額自己負担になります 。

（問）
要介護認定申請中であっても、住宅改修の事前申請を行うことは可能か。

（答）
要介護認定申請中であっても、住宅改修の事前申請を行うことはできます。ただし、認定結果が「非該当」となった場合や、認定調査を行う前に亡くなられ認定結果が出ない場合は、全額自己負担になります。

（問）
被保険者が介護保険証を紛失しており、介護度が分からない。申請書の介護度記入欄は空欄で提出しても構わないか。

（答）
介護認定有効期間外であれば申請が受付できません。介護保険証の再発行手続きを行う、またはケアマネジャーに確認していただき、認定有効期間内であることを確認したうえで必ず記入してください。

（問）
他市（介護認定取得済）から守口市に転入して住民登録は終了しており、ただちに住宅改修を行いたいが申請できるか。

（答）
事前申請はできます。転入した日から１４日以内に転入継続の手続きを行うと、転入前の介護度と同じになります。期限を過ぎると新規申請と同様の手続きとなりますので、ご注意ください。

（問）
被保険者が入院・入所中の場合も申請可能か。

（答）

入院・退院の予定が決まっており、住宅改修を行わなければ在宅生活に支障がでると判断できる場合は、入院・入所中においても事前申請、着工が可能です。ただし、退院・退所しないことになった場合は、住宅改修費の支給を受けることができなくなりますので、その旨を事前に被保険者に説明し、了承を得たうえで誓約書を添付してください。

（問）
改修中に被保険者が入院した場合はどうするべきか。

（答）
着工後に、容態の急変等により入院し、退院の見通しがつかない場合は、被保険者が入院するまでに完成した部分まで対象となります。

（問）
在宅の要介護者が、住宅改修着工時には存命であったが、完了目前に死亡した場合は、住宅改修費の取扱いはどうなるのか。

（答）
要介護者が死亡するまでに工事が完了した部分が保険給付の対象となります。

（問）
住宅改修の着工日時点では要介護(支援)認定されていたが、その後更新申請をし「非該当」と認定された。住宅改修の工事完了及び申請時点では「非該当」である場合、保険給付を行うことができるか。

（答）
入院時、死亡時の取り扱いの考え方と同様に、要介護認定の有効期限日までに工事が完了した部分の経費が対象となります。

（問）
新規申請者の要介護認定が「自立」となった場合はどうなるか。

（答）
要介護認定申請中の方が、認定結果の通知前に事前申請し、着工することは可能ですが、支給申請は認定結果が出てからとなります。ただし、認定結果が自立の場合は、住宅改修費の支給を受けることができなくなります。その旨を被保険者に説明するようにしてください。

（問）
被保険者が死亡して本人が申請書を提出できない場合、具体的な取り扱いはどうすればよいか。

（答）
相続人が申請者となって支給申請してください。

（問）
所有者が亡き夫など死亡している場合、住宅改修承諾書の取り扱いはどのようにすればよいか。

（答）

住宅改修承諾書の提出は必要ありませんが、申請者本人が固定資産税を納税しているなど名義は亡き夫などであっても実際は本人が住宅の所有者となっていることを申請書に記載してください。

（問）

介護保険住宅改修適用の工事と住宅改修適用外の工事を同時に行う場合の見積書はどのように記載すればよいか。

（答）

介護保険住宅改修適用分の費用と住宅改修適用外の工事の費用がそれぞれ分かるように記載してください。

（問）

20 万円の住宅改修費を支給された旧家屋を現地で建替えて、新築家屋として住みはじめたが、一部住宅改修を行う必要が生じた場合は、住居表示は旧家屋と同一であっても「転居した場合の例外」として改めて支給限度基準額２０万円までの住宅改修費を支給することは可能か。

（答）

住民登録上の住所での判断となるため、住所が変わらないのであれば新築家屋として建替えたとしてもリセットにはなりません。

（問）

同一敷地内で５万円の住宅改修費を支給された家屋とは別に、高齢者世帯のみの家屋を新築したが、その後新築家屋で一部住宅改修を行う必要が生じた場合は、住居表示は同一であっても「転居した場合の例外」として改め て支給限度基準額２０万円までの住宅改修費を支給することは可能か。

（答）

住宅改修を行った後に転居した場合、限度額はリセットされ、もう一度 20 万円 までが給付対象となります。しかし、改築の場合、限度額はリセットされないため、前に行った工事も含めて限度額内の工事費が、給付対象となります。

（問）

住民登録上の住所は変わらないが、住宅を建替えた。建替え前の住宅改修の費用はリセットの対象となるか。

（答）

住民登録上の住所での判断となるため、住所が変わらないのであれば建替えたとしてもリセットにはなりません。

（問）

同じマンション内での引越しはリセットの対象となるか。

（答）

住民票の住所が、部屋番号まで登録されており、部屋番号が変更となる場合は対象となります。

（問）
要介護者が子の住宅に一時的に身を寄せている場合、子の住宅を介護保険の住宅改修として行うことができるか。

（答）
介護保険の住宅改修は、住所地の住宅のみが対象です。子の住宅に住所地が移されていれば介護保険の住宅改修の支給対象となりますが子の住宅に住所地を移していない場合は介護保険の住宅改修の支給対象にはなりません。

（問）20250723 更新
複数家を所有しており、住民票とは違う物件に居住しているが介護保険の住宅改修として行うことができるか。

（答） 20250723 更新
介護保険の住宅改修は、現に居住する住宅が対象で、住民登録上の住所のみが対象となります。居住している物件が住民票の住所地ではない場合、介護保険の住宅改修の支給対象にはなりません。また、介護保険の住宅改修を適用するためだけに住民票を移すことも認めていません。

（問）
Ａ町の被保険者（要介護１）が、３年前からＡ町に住民票を残したままＢ市の娘の家に居住しており、当該被保険者からＡ町に、娘の家（Ｂ市）の住宅改修の申請の相談があった。この場合、「一時的に身を寄せている住宅の改修」から判断して、対象にならないと解釈してよいか。

（答）
介護保険証の住所においてのみ、住宅改修の対象となる。したがって、この場合は対象外となります。

（問）
施設入所（入居）者が一時帰宅を目的として住宅改修を行うことは保険給付の対象となるか。

（答）
施設入所者が月に数回自宅に戻る場合においても、生活拠点は施設となるため、対象となりません。また、認知症対応型共同生活介護等の利用者については、介護保険上は在宅扱いとなるが、生活実態は自宅にないことから、対象となりません。

（問）
転居した家を改修する場合で、転居前の住宅を売却しないと住民登録が移せない場合は、どのように対応したらよいか。

（答）
売却後でないと住民登録を移せない場合は、転居前後の住宅を売買したことがわかる書類（売買契約書など）をそえたうえで事前申請書類に転居前後の住所を記載してください。なお、事後申請は住民登録地を移動した後にします。

（問）
認知症対応型共同生活介護、特定施設入所者生活介護の利用者（入所者）で、介護保険証の住所地が自宅にある場合、年末年始等の一時帰宅を目的として、自宅の段差解消等の住宅改修を行うことは可能か。同様に、施設入所者が自宅へ外泊する場合の自宅の改修は対象となるか。

（答）

介護保険給付上は在宅扱いであるが、生活実態は自宅にないことから、支給対象外となります。

また、同じく施設入所者が自宅へ外泊する場合であっても、施設入所者の生活の拠点は施設にあるので、住宅改修の支給対象にはなりません。

介護保険の住宅改修は在宅サービスであるため、施設を退所するのではなく一時的な帰宅や外泊の場合は支給対象とはなりません。（※入院中の者の場合も同様の取り扱いとします。）

（問）
ショートステイを長期利用していて自宅には月に数日戻る場合、自宅に戻った時のために住宅改修工事を行うことはできるか。

（答）

ショートステイ利用中であっても在宅扱いとなるため制度上住宅改修は可能ですが、月に数日のみ自宅に戻る場合は生活の拠点がショートステイにあると考えられるため住宅改修工事としては認められません。

（問）
介護保険制度上、ケアハウスは「アパート」と同列の扱いとされているが、ケアハウス入所者が要介護認定を受け、自らの希望により入所しているケアハウスに住宅改修を行った場合は（施設の運営主体は了解済）、給付対象となるか。補助事業により建設されたケアハウスの改修は給付対象とならないと考えてよいか。

（答）

ケアハウスの居宅部分（専用部分に限る。廊下等の共用部分は除く。）は、制度上、住宅改修は可能ですが、軽費老人ホームの居室は、そもそも高齢者の利用に適したものとなっているはずであり、一般的には想定していません 。

ただし、高齢者の身体の状況によっては、個別の対応（手すりの取付けなど）が必要な場合は、住宅改修の対象となります 。

（問）
住宅改修申請の時効は２年間とされているが、その起算日は着工日か工事終了日か、それとも代金支払日か。

（答）

給付できるのは、領収日の翌日から２年以内です。

（問）
給付制限の日付はどの時点で判断するのか。

（答）

領収日で判断します。

（問）
事前申請が認められた場合、着工期限はあるか。

（答）

着工までの有効期限はありません。ただし、、承認通知書発行後、数ヵ月間着工されず支給申請が遅れる場合は、被保険者の身体状況に変化がないかご確認させていただくことがあります。事情により当面着工ができないのであれば、取消手続きを行い、再度住宅改修の必要性を検討後に再申請されることをお勧めします。

なお、事前申請書類の提出から２年を経過しても工事完了後の申請書類の提出がない場合は、事前申請を取り下げたものとみなし、申請書類を破棄します。

（問）
保険給付の対象となる住宅改修に回数の制限はあるのか。

（答）

回数の制限はありません。なお、住宅改修費の給付対象上限額は、１人あたり２０万円までとなります。（保険給付分は、９～７割相当分となるため、実際の給付額は、自己負担分を除いた１８～１４万円までとなります。）

（問）
過去に住宅改修を２０万円利用し、その後身体状況が悪化したが、一度使い切ってしまうと再度利用することはできないか。

（答）

住宅改修を行った後に転居した場合や初めて住宅改修費が支給された住宅改修の着工日の介護度を基準として「要介護状態区分」が３段階以上上がった場合に、再度２０万円まで利用可能です。（※要支援２と要介護１は同一段階とみなします。）

一番初めに住宅改修を行った時の要介護状態区分	３段階以上
要支援１	要介護３・４・５
要支援２または要介護１	要介護４・５
要介護２	要介護５

（問）
被保険者自らが住宅改修のための材料を購入し、本人または家族が住宅改修を行う場合、工賃も支給申請の対象となるのか。

（答）

被保険者自らが住宅改修のための材料を購入し、本人または家族が住宅改修を行う場合、材料の購入費のみが支給対象となり、工賃は支給対象外となります。

（問）
家族が大工を営んでいるが、住宅改修工事を発注した場合、工賃も支給申請の対象とすることができるか。

（答）

本人又は家族等により住宅改修が行われる場合は、材料の購入費のみが支給対象となり、工賃は対象外となります。

（問）
家族ではない知人（大工や技術資格者ではない）が住宅改修を行った場合に、材料費の他に（業者より安価な）工賃を支給対象とすることができるか。

（答）

通常工賃を請求しないもので、本人や家族等が住宅改修を行う場合と同様に、材料費のみを支給対象とします。

（問）
工賃については、何か制限がありますか。

（答）

工賃については、国土交通省が発表している労務単価を参考にしてください。

（問）
家族が住宅改修のための材料を購入し、本人または家族が住宅改修を行う場合、材料の購入費のみが支給対象となるが、書類の作成はどうすればいいか。

（答）

事後申請に提出するホームセンター等より発行される資材の領収書は、宛先を被保険者名とし、領収日の翌日から２年以内に事後申請をしてください。

A.事前申請に提出する見積書・見積内訳書は、ホームセンター等が発行する被保険者宛のもの。

B.　Ａの見積書等が発行されない場合は、施工する方が作成してください。

なお、必要書類は、見積書、見積内訳書、図面、写真、領収書等です。

（問）
見積書・請求書・領収書には社印等の押印は必要か。

（答）

見積書・・・・必要ありません。

請求書・・・・必要です。

領収書・・・・必要です。

（問）
提出書類中の見積書や請求書に添付する見積内訳書について、材料費や施工費等を区分できない工事があるが、全て区分しなければならないのか。

（答）

見積内訳書で材料費と施工費等を適切に区分することとしているのは、トイレ・浴室・廊下等の箇所及び数量・長さ・面積等の規模を明確にして工事との整合性を確認するためです。このた

め、材料費と施工費等の区分ができない工事については無理に区分する必要はないですが、工事の内容や規模等が分かるようにしてください。

（問）
施工後、安全のために手すりの受け金物が増えた場合や、補強板が増えた場合など部材の個数が見積りと異なった場合、見積内訳書の再提出は必要ですか。

（答）
変更届出書の提出とともに変更後の見積書の提出をお願いします。

（問）
事前申請後、完了報告までの間に、変更、追加の工事が発生した場合において、どのような手続きになるか。

（答）
事前申請提出後、市からの承認決定通知を受理する前に変更が生じた場合は既に提出した書類の差し替えをお願いします。

事前申請提出後、市からの承認決定通知を受理した後に変更した場合は、本市の給付決定額が変わり再度審査する必要が生じますので、本申請を提出する前に、提出した理由書にその理由を加筆し、新たな見積り・図面と併せて変更届の提出をお願いします。工事の追加が発生した場合には、基本的には別の案件として取り扱いますので、新たに事前申請をお願いします。

（問）
新築住宅の完成日以降に手すりを取り付ける場合、保険給付の対象となるか。工賃も支給申請の対象となるのか。

（答）
住宅の新築の場合は、住宅改修の対象の工事であっても保険給付の対象と認められていませんが、入居日以降に手すりを取り付ける等の場合は、対象となります。

（問）
住宅のリフォーム工事宅改修に該当する部分があった場合は申請することが可能か。

（答）
単なる住宅リフォームについては、対象外となります。ただし、ケアマネにより事前にケアプラン上で計画されたうえで、当該リフォーム工事の内容に介護保険住宅改修の対象になる部分がある場合、その部分については対象となります。その場合、見積書作成に際しては、リフォーム工事部分と介護保険住宅改修の支給対象となる部分で分けて計上してください。また、事前申請後、本市から工事の承認が下りるまでは、支給対象部分の工事は行うことができません。

（問）
支給申請書に添付する領収書の氏名は申請者である要介護被保険者であることとされているが、実際に代金を支払うものが家族、親戚等である（被保険者本人に支払能力が無い、あるいは１割の自己負担分程度しか持ち合わせが無い）場合、現実の支払者あての領収書をもって代えることはできるか。

（答）

住宅改修は、介護保険法に基づき被保険者に給付されるものであるため、被保険者名の領収書が必要となります。

（問）
新築や増築時における手すり設置等の住宅改修費は支給対象とできないのか。

（答）

対象外となります。

（問）
新築住宅の竣工日以降に手すりを取付ける場合は、対象となるか。

（答）

手すり等が必要な身体状況であるなら、新築時に設置すべきと考えますが、入居後に手すり等が必要となった場合は、支給対象となります。

（問）
１戸の住宅に複数の被保険者がいる場合の住宅改修の取り扱いはどのように行うのか。

（答）

住宅改修費の給付は個人ごとに行われるため、 申請書は個人ごとに各々提出する必要があります 。同一の住宅について、複数の被保険者が住宅改修を行う場合は、当該住宅改修のうち、各被保険者に有意な範囲を確定し、その範囲が重複しないように行う必要があります 。

例えば、階段に手すりを設置する工事について、同一の手すりに対して複数の被保険者が申請することはできません。

（問）
固定資産税課税通知書を紛失したが、固定資産税を納付した領収書はある。領収書を添付しても構わないか。

（答）

固定資産税の領収書では、家屋の特定ができないため、家屋所有者と家屋所有地が明記された書類（直近の固定資産課税通知書、評価証明書、名寄帳など）を添付してください。評価証明書、名寄帳は課税課で申請すれば発行は可能です。

（問）
転居してきたばかりで、固定資産課税通知書がなく、評価証明書なども発行できない。その場合、どのような書類が必要か。

（答）

登記簿謄本や家屋購入時の売買契約書など、家屋所有者と家屋所有地が記載された書類を添付してください。

（問）
理由書は、誰が作成するのか。

（答）

国通知に、「当該書類（住宅改修が必要な理由書）を作成するものは、基本的には対象者の居宅サービス計画又は介護予防サービス計画を作成する居宅介護支援専門員及び地域包括支援センターの担当職員とする」と定めてあるため、担当の居宅介護支援専門員（ケアマネジャー）か地域包括支援センターの職員が作成します。

また、その際の理由書の作成費については、居宅介護支援事業の一環であり、別途費用徴収できません。

（問）
住宅改修のみを行う被保険者でケアマネジャーがいない場合は、誰が理由書を作成するのか。

（答）

その場合において 、理由書が作成できる 者は、国通知によると「市町村が行う住宅改修指導事業等として住宅改修についての相談・助言を行っている福祉・保健・医療の専門家（市町村職員を含む)」とされていることから、地域包括支援センターの職員が作成します。

（問）20251219 更新
夫婦で介護認定を受けており、夫は介護サービスを利用しているが、妻は介護サービスを利用していません。妻のために住宅改修のみを行う場合、介護サービスを受けている夫のケアマネジャーに理由書を作成してもらうことは可能か。

（答） 20251219 更新

サービス利用がないため妻へのケアマネジャーが不在の場合、理由書については、住宅改修についての相談・助言を行っている福祉・保健・医療の専門家（市町村職員を含む）が作成可能です。一般的には以下の有資格者が作成可能です。

・居宅介護支援事業所(小規模多機能型居宅介護を含む）に所属するケアマネジャー

・地域包括支援センターに所属するケアマネジャー、社会福祉士、保健師

（問）20251219 更新
住宅改修のみを行う被保険者でケアマネジャーがいない場合に理由書を作成した場合への手数料について教えてほしい。

（答） 20251219 更新

介護保険のサービス利用がなく、届出の行われていない被保険者の理由書作成には 1 件あたり２，０００円の手数料を請求することができます。手数料の支給申請書は、工事完了後に提出する住宅改修支給申請書と同時、もしくは支給申請書の提出後に行ってください。

（問）20251219 更新
市外の被保険者で、プラン作成の契約をしていない方の住宅改修助成金もしくは手数料は、守口市と同額の、一件当たり２，０００円なのか。

（答） 20251219 更新

助成金もしくは手数料は市（保険者）ごとに定められた制度であるため、当該市（保険者）に直接問い合わせてください。

（問）
本来、理由書を書けない者が、理由書を作成した場合は、どうなるか。

（答）
その事実が発覚した時点で、理由書の再提出を求め、再提出されるまで審査を行いません。

（問）
介護認定申請中に住宅改修費の申請をする場合の理由書の記載者は誰になるか。

（答）
この場合の理由書の作成者は、地域包括支援センターの職員となります。

ただし、認定申請中の対象者が、要介護１以上となることが明らかな場合やケアマネジャーの契約予定がある場合は、この限りではありません。

ケアマネジャーは、契約されていない場合は、担当ケアマネジャーとはならないため担当者でない者が記載したこととなります。

（問）
理由書の代わりに、ケアプランを提出してもよいか。

（答）
ケアプランは理由書の代わりとなりません。

（問）
住宅改修が必要な理由書には、どのようなことを記載するのか。

（答）
記載する事項は

① 被保険者の心身の状況及び日常生活上の動線

＜動線＞利用者の動き、例えば、玄関での履物の脱着や玄関戸までの動きなどについて記載。

② 住宅の状況・・床の段差や手すりの有無など。

③ 福祉用具の導入状況等・・どのような福祉用具を利用しているか等。

④ 必要な改修工事・・改修することによりどのような動作が改善されるか予測を記載。

⑤ 工事の種別とその選定の理由・・ 手すり取付け工事を行うと動作が安定する等。

（問）20251119 更新
住宅改修が必要な理由書の福祉用具の利用状況と住宅改修後の想定欄の改修前と改修後欄について、詳細教えてほしい。

（答） 20251119 更新
住宅改修が必要な理由書の福祉用具の利用状況と住宅改修後の想定欄の改修前と改修後欄については、改修前と改修後の福祉用具の利用状況についてチェックを記入してください。例えば、住宅改修前では福祉用具として「手すり」・「歩行器」・「スロープ」を使用しているが、手すりについて住宅改修を行ったことにより福祉用具の「手すり」貸与を使用しなくなった場合、住宅改修後のチェック欄は「歩行器」・「スロープ」にチェックの記載をお願いします。

（問）
理由書は他の自治体の様式を使用してもよいか。

（答）

守口市の様式と同様の項目が記載されていれば、書式が変更しても構いません。ただし、項目漏れがあれば再提出を求めることがありますので、守口市の様式を使用されることをお勧めします。

（問）
図面はどの範囲まで必要か。

（答）

図面から生活動線が判る範囲を作成します。玄関や階段、トイレ、浴室に手すりを取付ける工事の計画で、玄関のみ、トイレのみという部分図面が多々あります。

対象者の日常生活において、細切れの動線がないよう、手すりや段差の解消等が必要な理由が読み解ける範囲で作成してください。

（問）
図面の縮尺の精度はどの程度まで必要か。

（答）

縮尺が縦・横（ＸＹ軸）共に異なる図面が散見されます。見積内訳を精査するためにも、同じ縮尺で図面にしてください。

（問）
申請に添付する必要がある改修前後の写真について、どのような写真を撮影すればよいか。

（答）

工事箇所全体がわかるように撮影します。

なお、工事前、工事後の写真については、それぞれ以下の点にも注意します。

●工事前の写真について → 工事の必要性がわかる写真をお願いします。

例 段差があり、手すりを設置する場合には、手すりを設置する壁と段差が確認できるもの 。

※ 段差の解消の場合は、現在の段差寸法がわかるようスケール（ものさし）等を当てた写真が必要です。

●工事後の写真について → 使用部材が、すべて確認できるもの。

連続した手すりの場合に、一枚の写真で納まらない場合には、接点がわかるようマスキングテープなどを貼り撮影すると良いでしょう。

※ コンクリート工事については、固まった後の写真を添付します 。

※ 段差の解消の場合は、段差が解消されたことが判るようスケール （ものさし）等を当てた写真が必要となります 。

※ スケール（ものさし）の写真は高さが目視できるよう撮影して下さい。

（問）
申請に添付する必要がある改修前後の写真は、日付がわかるものとのことであるが、日付機能のない写真機の場合はとうすればよいか。

（答）
黒板やホワイトボード、紙等に日付を記入して写真に写し込んでください。

（問）
写真に日付が入っていないものについて業者に再提出を求めるのか。

（答）
書類と整合性が確認できないため、提出書類が事後申請の場合は再度提出をお願いします。
なお、事前で日付の無いものが提出された場合には、事後は日付の入ったものを提出してください。

（問）
住宅改修費の請求の際に、住宅改修の改修前・改修後の写真を添付することとなっているが、その写真の現像料等についても保険給付の対象となるのか。

（答）
支給対象とはなりません 。申請者の負担となります。

（問）
住宅改修を計画するにあたって、どのような制限があるか。

（答）
住宅改修を行うにあたって、次に掲げる事項は遵守してください。
① 関係法規について
介護保険法などの住宅改修の規定ほか、建築基準法などの建築関係の法規を考慮する。
② 部材メーカーの取付け指定寸法や施行方法について
部材の使用にあたっては、メーカーの取付け指定寸法や施行方法を守る。
また、取付け指定寸法に記載していないような取付けを計画される場合には、部材のメーカーに、強度面で安全であることを確認する。
③ 本人の身体的な理由で必要な工事であること（介護保険法施行規則第９３条）
単に補強や外観を整える工事、本人のためではなく家族の要望による工事であれば、住宅改修の対象項目に該当した場合であっても、住宅改修費の支給対象とはならないため、理由書の記載内容に注意してください。

（問）
住宅改修工事において、柱や壁の移動・撤去をしてもよいか。

（答）
柱の移動・撤去は、安全性に問題があるため、認めません。壁の撤去については、住宅改修の対象工事に該当すれば認めますが、その場合であっても壁に筋かいが入っている場合には、柱と同

様安全性の観点から認められないため 、安易な壁の撤去などについては、注意してください。ただし、 有資格者（建築士等）が安全性を確保した場合には問題ないものとします 。

（問）
住宅改修を行う被保険者と住宅の所有者が異なる場合、承諾書は必要か。

（答）
承諾書が必要です。ただし、住宅所有者が被保険者の配偶者である場合は不要です。

（問）
夫又は妻名義の建物でも承諾書は必要か。

（答）
夫婦間である場合、承諾書は不要です。

（問）
改修する住宅が市営住宅や賃貸物件等、家族以外のものが所有している場合に提出する承諾書はどれか。

（答）
市 HP に掲載されている承諾書、もしくは住宅所有者が発行する「模様替え承諾書」等、改修を許可する旨が記載された書類の提出をお願いします。

手すりの取付けについて

（問）
２階建て家屋で、普段は１階で生活している。２階にある季節の洋服を出し入れするため、年に数回のみ階段を利用するが、手すりを取り付ける工事は、住宅改修の対象となるか。

（答）
住宅改修とは、被保険者の心身の状況及び日常生活上の動線、住宅の状況、福祉用具の導入状況等を総合的に勘案し、日常生活上必要な範囲として保険者が認める場合に住宅改修として対象となり、年に数回利用する場合のみであれば日常生活上必要な範囲とは言えないため、支給対象外となります。

（問）
手すりには、円柱型などの握る手すりのほか、上部平坦型（棚状のもの）もあるが、住宅改修の支給対象となるか。

（答）
支給対象となります。高齢者によっては、握力がほとんどない場合やしっかり握れない場合もあるので、高齢者の身体状況に応じて手すりの形状を選択することが重要です。

（問）
インテリアバーは住宅改修の対象となるか。対象となる場合、樹脂製と木製で制限はあるか。

（答）

住宅改修の対象となります。基本的に樹脂製の手すりは水に濡れる場所に使用されることから、浴室に取り付けるインテリアバーは樹脂製、トイレ等に取り付けるインテリアバーは木製を使用することが想定されますが、利用者の希望や必要性を考慮して素材を選択することも可能です。

（問）
手すりの取付けには、ビスで止めることが必要であると思うが、特許を取得した固定剤（エポキシ剤）による取付けは対象となるか。

（答）
その工法で行うことが必要という理由が認められる場合には、住宅改修の対象となります。

（問）
以前住宅改修で取付けた手すりを故意に破損させてしまった。修理する工事は対象となるか。

（答）
対象とはなりません。同じ場所に手すりをつける場合、身体的状況等から高さの変更が必要などの場合に限ります。

既存手すりの修理等は対象外です。

（問）
以前設置した手すりが老朽化したことから、その手すりを撤去し、新しい手すりを設置する場合は支給対象となるか。

（答）
単に老朽化が原因であれば、支給対象外となります。ただし、被保険者の身体状況の変化により既存の手すりでは機能が十分でなくなった等、身体状態の変化による場合は対象となります。身体状況の変化、既存の手すりを変更しなくてはいけない理由を理由書に記載してください。

（問）
本人の身体状況の変化に伴い、既存の手すりの高さ等位置のみを調整・変更し再度設置する必要がある場合は、住宅改修の支給対象となるか。

（答）
既存の手すりが手すりとしての機能を果たしていない場合や、利用することが不可能である場合は対象となります。身体状況の変化、既存の手すりを変更しなくてはいけない理由を理由書に記載してください。この場合は手すりの材料は既存のものを使用し、対象となるのは工賃のみが支給対象です。

（問）
扉の両サイドに手すりをつけたい。

（答）
通常は、片手すりを設置することとしていますが、身体状況等により両手すりの設置が必要な場合は保険給付の対象となります。 身体状況や環境状況等について、「住宅改修が必要な理由書」に詳しく記載してください。

（問）
要介護者の心身状況の変化により、これまで設置されていた手すりでは機能が十分でなくなり既存の手すりを取り外し、新しい手すりを設置する場合には、住宅改修の対象となるか。
また、その際、既存の手すりの撤去にかかる費用についても住宅改修の対象となるか。

（答）
要介護者の心身状況の変化に起因するものであれば、共に住宅改修の対象となります。ただし、心身状況の変化を理由書に詳しく記載することを要します 。

（問）
以前に住宅改修にて浴室に手すりをつけていたが、浴室をリフォームしたため既存の手すりを取り外した。今回また同じところに手すりをつけたいが対象となるか。

（答）
手すりの付け替えについては、 利用者の身体状況の変化等で新たな位置に取り付ける場合は対象となっています。この場合については、リフォームのために取り外したものを同じところに付け直すという理由であるため、対象とはなりません。

（問）
玄関にある下駄箱に手すりを設置したいが下駄箱や箪笥等の家具に手すりを設置する場合は住宅改修の支給対象となるか。

（答）
下駄箱や箪笥等の家具は「住宅」ではなく「家具」であり、安全面からも手すりに加重した際に倒れる危険性があるため支給対象と認められません。ただし、壁に固定されており動かせない場合（住宅と一体となっている場合）は住宅の一部として支給対象と認めます。手すりを設置する際は理由書もしくは添付する写真に固定されていることを記載の上、安全面にも問題がないことを詳しく記載してください。

（問）
玄関から道路までの手すりの設置は支給対象となるか。

（答）
屋外の改修も、敷地内であれば支給対象となります。しかし、道路からはみ出た部分は対象外となります。

（問）
玄関から道路までの手すりの設置は住宅改修の支給対象とのことですが、公道に出るまでの間に通行する私道（住宅の敷地内ではない）に手すりの設置工事を行うことはできるか。

（答）
私道は道路の一部のため支給対象とはなりません。支給対象となるのはあくまでも「玄関から道路までの通路」です。

（問）
階段に手すりを設置したいが、窓の開閉ができなくなる等の理由から一方が固定されていて、もう一方がはねあげ式になっている可動式の手すりを設置する場合は住宅改修の対象となるか。

（答）
動作または取付け位置の環境条件から、可動の必要がある場合には、可動式の手すりを設置した場合も対象となります。原則手すりは両側固定されるものが安全と考えているため、はねあげ式の手すりを希望する場合にはその必要性を勘案し、適否を判断することになります。

（問）
手すりの取付けの下地補強の際、張り替えが必要になったクロスの費用は支給対象となるか。

（答）
下地補強した部分のみクロスに係る費用は対象となりますが、下地補強に伴って壁全体のクロスを張り替えたのであれば、壁全体のクロスの全費用を対象とすることはできませんので、按分で算出してください 。

（問）
手すり取り付け時に使用した補強板の木口化粧材や、固定したねじ等を隠すための化粧用キャップ・シールは支給対象となるか。

（答）
介護保険の住宅改修は、あくまで利用者の日常生活動作を支援するためのものです。見栄えをよくすることを目的とする場合は、支給対象外となります。

（問）
手すり取り付け時に使用した支柱カバーは支給対象となるか。

（答）
アンカー固定式の支柱は対象となります。埋め込め式支柱については、見栄えを整える目的として支柱カバーを使用する場合は対象外となります。

（問）
棚やペーパーホルダーと一体型の手すりについて住宅改修の対象となるか。

（答）
原則、棚やトイレットペーパーの取り付け部分と一体型のものは、取り付け部分については手すりの範囲を超えているため、手すり部分のみが対象となります。その際、棚やペーパーホルダーと手すりの金額を按分して見積書・内訳書に記載してください。

（問）
事前申請時の見積書ではパナソニックの手すりだったが、実際に取付けられたものは違うメーカーだった。材料の数は同じだが、手すり端部の形状が違う。この場合の見積書の扱いはどのようになるか。

（答）

事前申請時に提出いただいた見積書の内容とメーカーも異なるなどの場合、再度審査を要する必要があることから、原則、理由書を記載したうえで新たな見積書を添付の上、変更届の提出をお願いします。見積書の内容が軽微であり見積金額に変更がない場合は、事前に提出いただいた見積書と差し替えにて対応します。

（問）
土間から居間へ上がる段差に手すりを固定させるために、 手すりの支柱（支持棒 ）を縁台に固定する計画について支柱を縁台に固定する計画は認められるか。

（答）
縁台の安全性がわからないため 、原則、認められません。

（問）
脱衣所代わりにカーテンで仕切って利用している廊下のカーテンが、新規に設置する手すりの邪魔になるため撤去してロールスクリーンに変更したいが付帯工事として支給対象になるか。

（答）
手すりの付帯工事とは認められないため、支給対象外になります。

（問）
トイレ自体に取付ける手すりのオプション商品（たとえばアラウーノアームレスト（パナソニック））は手すりに該当するか。

（答）
本件はトイレオプション品であり、対象物（トイレ本体）から分離できるため、一体物とは認められないため、支給対象外になります。

（問）
手すりサポートのみを（大建：手摺用グリップ等の手すり補助部材）を階段の手すりに付けたいが対象となるか。

（答）
手すりサポートのみでは対象となりません。ただし、手すり新設時に手すりサポート等を取付ける場合は、滑り止めを手すりに取付ける場合と同様に扱います。理由書に手すりサポートが必要な理由を記載してください。

（問）
マツ六の木製点手すりについて、手すりとして扱ってよいか。

（答）
住宅の構造や状態像、有効性等を勘案し、必要性が認められれば対象となります。
ただし、棒手すりのように握れるものでなくてよいのか確認してください。

（問）
トイレが家の中と外とにあり、どちらのトイレも使用する場合において、それぞれに取付けた手すりは両方とも支給対象としてよいか。

（答）

どちらのトイレも日常生活で使用しているため、対象となります。

（問）
ユニットバスを新設した後に、手すりが必要となった場合、手すり工事は保険給付の対象となるか。

（答）
ユニットバス設置後に事前申請をおこない、承認を受けてください。

（問）
自宅でお店を経営している。居室から店舗に行く途中に階段があり、そこに手すりを取り付ける工事は、住宅改修の対象となるか。

（答）
店舗部分については現に居住する居宅ではないので住宅改修の対象となりませんが、店舗と居室をつなぐ部分で、利用者の自立支援につながる場合は、住宅改修の対象となります。

段差の解消について

（問）
どのような段差が対象になるか。

（答）
敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床の嵩上げ、浴槽のまたぎを低いものに取換える工事等が考えられます。段差が分かるように、段差部分にスケール（ものさし）等を当て日付入りの写真を撮影してください。

（問）
スロープは、どのような基準に基づいて「福祉用具貸与」、「特定福祉用具販売」、「住宅改修」に区分し給付すればよいか。

（答）
取付けに際し、工事を伴う場合は住宅改修とし、工事を伴わない場合は福祉用具貸与又は特定福祉用具販売とします。

（問）
居室から屋外に出るため、玄関ではなく、縁側や掃き出し窓にスロープを設置する工事は対象となるか。また、スロープから先の道路までの通路を設置する工事は対象となるか。

（答）
玄関にスロープを設置する場合と同様に、縁側や掃出し窓へのスロープ設置は対象となります。日常生活動作に必要な理由を理由書に記載してください。スロープから先の道路までの通路の設置は、既に通路がある場合は「通路面の材料の変更」又は「段差の解消」として対象となりますが、元々通路が無い場合は、新設となるため対象外です。

（問）

玄関の段差解消を行うため、スロープを設置する際、スロープの幅は何ｃｍが適当か。スロープの勾配について、制限があるか。

（答）

スロープの幅をどこまで認めるかを一律には定めておりません。本人の身体状況や車いすを利用する場合の状況を想定し、必要な幅・勾配が住宅改修の対象となります。

（問）

玄関の段差解消を行うため、スロープを設置する際、もともとある床を解体する費用は対象としてよいか。

（答）

スロープの設置工事に付帯するものと考え、支給対象となります。

（問）

玄関から道路までの階段状の通路をスロープ状にしたい。この通路を図面上分割して、別々の通路として、夫婦二人の被保険者で同時に申請することはできるか。

（答）

夫婦二人で申請することはできません。共用部分の改修は、いずれか一方のみが支給申請を行います。

（問）

スロープの勾配がきついため、階段とする工事は対象となるか。

（答）

利用者の身体状況にあった工事であれば対象となります。

（問）

屋外のスロープを木材で作成する場合、住宅改修の対象となるか。

（答）

対象となります。

木材の多くは耐候性に乏しいが、費用の面などから木材でないと対応ができない場合において、滑りにくい加工など施してあり安全性が確認できることが必要です。

（問）

車椅子の利用者について、送迎の車両をできるだけ玄関に近づけるため、車両乗り入れの支障となる段差をスロープに改修したいが、給付の対象になるか。

（答）

車を乗り入れるための改修は対象外となります。

（問）

スロープ工事の際、「コンクリートでなければならない」「タイル不可」等の制限はあるか。

（答）

素材による制限はありません。

（問）
外の段差をスロープにする工事で、現在一部がブロック塀になっている部分も対象になるか。

（答）
車いすが通れないのであれば、通れる範囲を付帯工事でスロープにすることは可能です。ただし、ブロック塀の部分は本来通路でないためブロック塀の撤去費用は認められません。

（問）
付帯工事として、以下は支給対象となるか。
①新しいスロープ設置のため既存のスロープ、周りのブロック、犬走り等を撤去する費用
②それらを撤去した際に出たガラを処分するため、運搬車への積み込み及び運搬に係る費用、ガラの捨て場代にかかる費用
③工事全般にかかる諸材の運搬や片付けの費用

（答）
既存のスロープが古くなったというだけでは、支給の対象とはなりません。利用者の身体的変化が生じ、それに伴い既存のスロープでは対応できない場合に、既存のスロープを壊して、なおかつ新たにスロープを設置する必要があるのであれば、これらの費用も支給対象となります。

（問）
居室２階に玄関のある住宅で、玄関から外階段を使わないと外出できない場合 に、現在急な階段のため緩やかな階段に取替える改修工事は、段差解消として認められるか。

（答）
既にある階段が身体上の都合で使用不可能であるため、緩やかな階段に改修するのであれば、段差の解消として認められ ます 。

（問）
同一建物内で居室から便所の間に土間があり、移動の妨げとなっている場合、この土間に板を張って通路を確保する工事は床段差の解消として保険給付の対象となるか。

（答）
「段差の解消」として支給対象になります。

（問）
上がり框の段差緩和のため、式台を設置したり、上がり框の段差を２段にしたりする工事は対象となるか。

（答）
式台については、持ち運びが容易でないものは床段差の解消として対象となりますが、持ち運びが容易なものは対象外です。式台を設置した場合は、金具等で固定されていることが分かる写真の提出が必要となります。上がり框を２段にする工事は、床段差の解消として対象となります。

（問）
透かし階段に蹴り込み板を取付ける工事は、高齢者の階段での転倒防止には有効な手段であると考えられる。「段差の解消」にも「床又は通路面の材料の変更」にも該当しないと思われるが、支給対象となるか。

（答）
住宅改修の種目に該当しないため対象外となります。

（問）
背が曲がってきてキッチンシンクを利用しづらくなってきてしまった。踏み台を設置することは対象になるか。

（答）
段差が解消されるわけではなく、住宅改修の項目には当てはまらないため支給対象外です。

（問）
和式便器に洋風便座を置いて使用している。便座が高く、座るのが困難なため、便器の目の前に踏み台を設置する工事は対象となるか。

（答）
段差が解消されるわけではなく、便座に座るために高さを補うための工事であるため、対象外です。

（問）
ホーム用エレベーター及び階段昇降機の設置については、住宅改修に該当しないと考えられるが、対象外としてよいか。また、階段昇降機は取付け工事を伴うため、福祉用具貸与種目である移動用リフトとしても該当しないと考えてよいか。

（答）
何れも対象外となります。

（問）
宅地の関係で（他の建物があるため）スロープが設置できない場合、スロープにかえて使用する昇降機等は給付対象となるか。

（答）
住宅改修の対象外です 。移動用リフトとしての段差解消機及び車いす用電動昇降機は福祉用具貸与の対象になります。

（問）
昇降機、リフト、段差解消機等動力により床段差を解消する機器は除かれるとあるが、手動による場合はどうか。

（答）
手動であってもこれらの設置工事は対象外となります。しかし、可動式、固定式、据置式のリフトについては、移動用リフトとして福祉用具貸与の対象となります。

（問）
ユニットバスを購入し設置することより段差の解消等を行う場合、保険給付の対象となるか。

（答）

資産形成につながる大規模改修と判断します。介護保険の住宅改修は資産形成につながらない小規模な改修を想定しています。ただし、下記理由による場合、保険給付の対象となる部分の金額が提示できれば、本人の身体状況や動作など必要性を勘案し、適否を判断することになります。

①脱衣所と浴室の段差解消を目的とするために行うユニットバスの購入設置。（浴室の床部分の改修）

②浴室床を滑りにくい床材への変更を目的とするユニットバスの購入設置。（浴室の床部分の改修）

③浴室床と浴槽底の高低差や浴槽の形状（深さ、縁の高さ等）を適切なものとするために行うユニットバスの購入設置。（浴槽の改修）

①②③それぞれ介護保険の住宅改修の対象となります。

なお、ユニットバスの購入設置の目的が①のみの場合、②のみの場合、③のみの場合には、保険給付の対象となる工事費のみ支給します。浴室の床部分の改修及び浴槽の改修双方の目的をもった住宅改修の場合であっても、必ずしもユニットバス購入設置費全てが住宅改修の対象となるわけではなく、出窓や壁面収納等住宅改修の目的（段差解消や滑りの防止）以外のものは、工事費用から控除することになり、保険給付の対象とはなりません。

（問）
浴室をユニットバスに改修することで、床の段差と浴槽のまたぎの段差を同時に改修することは段差の解消として対象となるか。

（答）

心身の状況により、次の３つのいずれかを目的としてユニットバスを設置する場合には、該当します。部分について按分などにより価格が算出できる場合には、住宅改修の対象となります。

① 脱衣所と浴室の段差の解消を目的とする場合

② 浴室の床を滑りにくい床材への変更を目的とする場合

③ 浴室の床と浴槽底の高低差や浴槽の形状（深さ、縁の高さ等）を適切なものとする場合

※対象となる場合には、見積書にユニットバスの内訳を記載し、メーカーの振分け書（按分表）を併せて提出するなど、介護保険対象部分を明確にします。

＜見積内訳の記載例＞

段差の解消のために浅型浴槽に交換することは支給対象となります 。（給湯器等は支給対象外）

『 ユニットバス〇〇円（内、浴槽〇〇円、床〇〇円、扉〇〇円、手すり〇〇円、その他〇〇円）』と、介護保険対象部分が分かるように記載します。

（問）
浴槽に入りやすくするため、床を上げるのではなく、（床レベルはそのままで）浴槽を下げることも認めてよいか。

（答）

対象となります。

（問）
浴室よりも脱衣室の床の方が低い場合、脱衣室の床上げは対象としてよいか。

（答）
身体理由によって必要と認められた場合には段差解消になると考え、支給対象となります。

（問）
高齢者が自立して入浴または介助して入浴できるよう、浴室床と浴槽の底の高低差や浴槽の形状（深さ、縁の高さ等）を適切なものとするために行う浴槽の取替えも「段差の解消」として住宅改修の支給対象としてよいか。

（答）
まず、福祉用具の利用を検討し、福祉用具では対応が困難な場合は、「住宅改修が必要な理由書」に、本人の身体状況や環境状況（現状の浴槽の高さ、深さ）及び福祉用具を検討した経過を詳しく記載してください。 また、改修後の床からの高さ、深さの寸法について明記してください。 必要な理由について、 市の承認を得た場合は、保険給付の対象です 。

（問）
浴槽内の段差解消として、浴槽内一体の工事（浴槽及び給湯器の交換工事）の申請の場合において、給湯器（給湯器関連工事含む）は対象となりますか。

（答）
浴室の段差解消に伴う給排水設備工事は対象となりますが、給湯器（給湯管含む）は対象となりません。（電気ガス関係のため）

（問）
床段差を解消するため浴室用にすのこを製作し、設置する場合は支給対象となるか。

（答）
対象外となります。浴室内すのこは、特定福祉用具の入浴補助用具の「浴室内すのこ」（浴室内に置いて浴室の床の段差解消ができるものに限る）に該当するものと考えられるので、住宅改修ではなく福祉用具購入の支給対象となります。ただし、既製品の加工又は特注のすのこを作成し、ねじ止め等取り付け工事により固定する場合は、住宅改修の対象となります。

（問）
脱衣所と浴室床の段差を解消するため、浴室床のかさ上げ又はすのこの設置を行ったが、浴室床が上がったために行う次の①～③の工事について、住宅改修の「段差解消に伴う付帯工事」として取り扱うこととしてよいか。
①水栓の蛇口の下に洗面器が入らなくなったため、蛇口位置を変更する。
②浴室床が上がったために、相対的に浴槽の底との高低差が増え、浴槽への出入りが困難かつ危険になった場合の、浴槽をかさ上げするなどの工事。
③②の場合、技術的に浴槽のかさ上げが困難な場合、浴槽の改修または取替えの工事。

（答）
いずれも対象となります。

（問）
トイレの床の嵩上げに伴い、便器脱着、給排水の費用は含まれますか。

（答）
付帯工事として差し支えありません。

（問）
トイレ出入り口等の沓ずり(敷居)を撤去する段差解消工事を行った場合、扉と床との間に隙間が生じるが、この隙間をなくすためにドアの一部を補修する（継ぎ足し）費用は住宅改修の付帯工事として認められるか。例えば、この段差解消工事に併せて扉を引き戸に変更する場合は「引き戸等への扉の取替え」として給付の対象となるが、住宅の形状により引き戸への変更が不可能である場合、既存の扉を利用した補修工事を認めることが適当であると思われる。

（答）
段差解消工事の付帯工事として支給対象となります。

（問）
風呂やトイレが屋外にある場合、そこまでの段差解消や手すりの設置は対象となるか。

（答）
風呂、トイレが屋外にある家であれば、対象となります。

（問）
玄関から道路までの動線上の段差を緩やかにする工事や段差を解消することは、住宅改修の支給対象となりますか。

（答）
玄関の上がり框（かまち）への式台の設置等と同様に、段差の解消として支給対象となります。
敷地内であれば住宅内でなくても対象となります。

（問）
下肢筋力低下のため、玄関から道路に至る既存の通路の傾斜がきつく感じるようになり、通行が困難になってきた。玄関から庭を横切って道路に至る傾斜の緩やかな通路を新設する工事は対象となるか。

（答）
通路の新設は対象外となります。なお、通路の傾斜は一般的には段差とは言えないものと考えられます。

（問）
階段の踏み幅を広くして傾斜を緩やかにする改修は、段差の解消工事として対象にすることができるか。

（答）
踏み幅を広くしても、階段の高さに変更がないため段差の解消にはあたりません。

（問）
玄関から道路までの通路の階段の段差を緩やかにする工事は、対象となるか。

（答）
玄関の上がり框への式台の設置等と同様に、「段差の解消」として支給対象となります。

（問）
母屋と風呂場のある離れが軒を隔てて隣接している場合、２つの建物の間に屋根と渡り廊下と手すりを設置する工事は、住宅改修の段差解消および手すりの取付け並びにこれらに付帯する工事として対象となるか。

（答）
①屋根 ・・・付帯工事とは言えないので対象外。側壁も対象外となります。
②渡り廊下・・・「段差の解消」に当たるのであれば対象となります。
③手すり ・・・対象となります。

（問）
玄関から道路までの通路の段差解消や手すりの設置は、支給対象となるか。

（答）
対象となります。対象となる工事の種類は、通路への手すりの設置、通路へのスロープの設置、コンクリート舗装への変更等です。

（問）
玄関先から庭へ出入りするため段差を解消する際、雨樋（あまとい）の埋設は付帯工事となりますか。

（答）
単に埋設する工事は対象外です。

（問）
洗濯物を干すためにベランダへ出入りする必要がある場合に、居室とベランダの段差解消を行ったときは支給対象となるか。

（答）
生活動線を支援するものであり、対象となります。

（問）
洗濯物を干すために庭に下りる際に転落する可能性があるため、ステップ付のウッドデッキを作成し段差解消する場合は、給付の対象となるか。

（答）
ベランダの増設に該当するため、対象外となります。

（問）
掘り炬燵を埋める工事は対象となるか。

（答）

単に埋めるだけの工事は対象外です。

（問）
段差の解消において根太は対象となるか。

（答）
状況によりますが、段差を解消する高さによって、根太まで取替えないと高さがあわせられない場合は根太まで対象となります。

滑りの防止及び移動の円滑化のための床又は通路面の材料の変更について

（問）
車いすの通行により傷んだ廊下の床材を取替える住宅改修は、支給対象となるか。

（答）
老朽化や物理的、化学的な磨耗、消耗を理由とするのであれば対象外となります。

（問）
車いすでの移動を円滑にするため、廊下に設置されていた洗面台を別の場所に移動する工事は対象となるか。

（答）
住宅改修告示の項目に無いことから、支給対象となりません。

（問）
階段にノンスリップを付ける工事はすべり防止として対象となるか。

（答）
必要性が認められる場合は対象となります。その場合、あまりに滑りが悪いとつまずき転落する危険性のあるため、工事にあたっては十分に注意してください。

（問）
転倒防止のためゴム製の床材を廊下に貼り付けた場合、対象となるか。

（答）
強力な接着剤等で貼り付けるのであれば対象となります。

（問）
階段に滑り止めのゴムを付けることは対象となるか。

（答）
「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更」にあたり、対象となります。

（問）
階段の段鼻に滑り止めテープを貼って、滑りにくくしたいと考えるが対象となるか。

（答）
十分な耐久性があるか確認が必要であるが、対象となります。

（問）
滑り止めシートを浴槽の縁や底に貼ることは、給付対象となるか。

（答）
浴槽の縁や底は、床や通路ではないため対象外となります。

（問）
滑り防止を図るための床材の表面の加工（溝をつけるなど）は、対象となるか。

（答）
床材の変更として住宅改修の対象となります。

（問）
滑り止めの塗料を塗布することで滑りにくくするという改修は、対象となるか。

（答）
対象となります。しかし、同一箇所に再度、同一の工事をする場合は対象外となります。塗料の耐久年数を確認し、施工するべきか判断してください。

（問）
タイルに特殊な薬剤を吹き付けて滑りにくくする「ソグナップ」という薬剤塗布は、浴室の床材変更として、住宅改修の対象となるか。

（答）
対象となりますが、効果の持続性が３～５年ということで、その工法の妥当性は十分に検討が必要です。なお、商品の劣化が当初から予想されるため、２回目以降は対象となりません。また、前後の変化が見えにくいため、施行中の写真も事後申請時に提出してください。

（問）
滑り止め機能を有するマットを浴室内に敷くことは、「床材の変更」になるか。

（答）
浴室の滑り止めマットについては、固定してもしなくても住宅改修の対象になりません。福祉用具購入の対象にもなりませんが、滑り止めマットではなく、段差解消のための「浴室内すのこ」に滑り止め機能が付いているのであれば、福祉用具購入の対象になる場合もあります。

（問）
工事や取付け作業を要さず（床への張付けや釘止めも不要）、床に置くだけの厚さ数ミリの滑り止め用床材については、設置工事等を要さず、床段差解消にも該当しないことから住宅改修の対象とはならず、特定福祉用具にも該当しないことから保険給付の対象とならないと考えるがいかがか。

（答）
床に置くだけであれば住宅改修にも特定福祉用具の購入にも該当しません 。設置のために接着等の工事を伴うものであれば対象となります 。ただし、浴室の滑り止めマットのように、本来置くだけのものを接着材にて固定したとしても対象とはなりません。

（問）
和式便器から洋式便器に取替える際に、床材の変更をした場合、住宅改修の支給対象となるか。

（答）
便器取替えに伴う床材変更は、便器の取替えに必要な範囲が住宅改修の支給対象となります。

（問）
車いすを利用している。車いすのタイヤが小さいために、畳にひっかかり動きづらいため、畳からフローリングへの床材の変更は住宅改修の対象となるか。

（答）
畳敷から板製床材への変更は「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更」に含まれるため、身体状況等から必要性が明らかである場合は、住宅改修の対象となります。

（問）
フローリングから畳、または畳から畳へ変更する場合は、支給対象となるか。

（答）
床材の滑りにくいものへの変更を想定しているため、一般的な畳への変更は対象外となります。ただし機能を持たせた畳(滑りにくい畳等)への交換は認められます。

（問）
住宅改修で床材の変更が認められる理由は、「滑りの防止及び移動の円滑化等のため」となっていますが、本人が這って移動しているために膝への負担を軽くするという理由での滑りやすい床材への変更は認められるか。

（答）
保険給付対象外です。

（問）
和室をフローリングに変更の時、床下点検口は付帯工事になるか。

（答）
既存にあった点検口を復旧する場合は対象となりますが、新規で点検口を作る場合は対象外になります 。

（問）
足元が冷たいので廊下と階段にカーペットを敷きたい。保険の対象になるか。

（答）
滑り防止等の理由で、工事として設置、貼り付けるものであれば、対象になりますが、単にカーペットを敷く場合は対象外です。

（問）
ユニットバス（壁・床・天井・浴槽等が一体化したもの）の購入設置により行う床材変更の場合、支給の対象となるか。

（答）
支給対象額の算出は、購入設置費用総額を面積按分することにより行うため、按分することが可能であれば支給対象とすることができます。

（問）
通路面の材料の変更としてはどのような材料が考えられるか。また、この場合の路盤の整備は付帯工事として支給対象となるか。

（答）
例えば、コンクリート舗装、アスファルト舗装、タイル舗装、レンガ舗装等が考えられます。

ただし、タイル等については、滑りにくいということがカタログ等で確認ができ、路面を滑りにくくできるものに限ります。また、これらの工事に伴う路盤の整備は付帯工事として支給対象となります。

（問）
車椅子利用者が玄関から道路に出るまでの通路においてスロープか砂利道をコンクリート舗装にしたいが住宅改修の対象となるか。

（答）
車椅子利用者が玄関から道路にでるまでの動線上であり、かつ必要な玄関前の改修範囲としては、車椅子での日常生活上の移動幅の範囲内であれば住宅改修の対象となります。具体的な幅については動線上にない部分を過大に舗装等をした場合、過大分については対象外となります。

引き戸等への扉の取替えについて

（問）
引き戸等への扉の取替えにあわせて自動ドアとした場合、対象となるか。

（答）
動力部分の設置費用は保険対象とはなりません。

（問）
門扉の取替えは、対象となるか。

（答）
住宅改修の扉の取替えは、扉を取替えることにより移動の円滑化をはかることを目的としていると考えられることから、外出の際の動線上にあって、身体的な改善のための理由であり引き戸以外の門扉を引き戸へ改修する場合は、扉の取替えとして支給対象となります。身体状況により工事が必要である理由を詳しく理由書に記載してください。ただし、既存の門扉が古くなったため、新しいものに取り替えるという理由であれば、支給対象とはなりません。

（問）
雨戸の取替えは、対象となるか。

（答）
門扉と同様、被保険者の生活動線上にあって身体的な改善のための理由であれば引き戸等への扉の取替えとして支給対象となります。ただし、朝晩に単に雨戸を開け閉めするだけという理由では対象外となります。例えば、被保険者の庭等への出入りがなく、単に雨戸を開け閉めするだけということであれば、住宅改修の対象とはなりません が、庭へ出入りするために、雨戸を開け閉めする必要があるのであれば、支給の対象となります 。工事が必要な理由を詳しく理由書に記載してください。

（問）
扉そのものは取り替えないが、右開きの戸を左開きに変更する工事は対象となるか。

（答）
扉そのものを取り替えない場合でも、被保険者の身体の状況にあわせて性能が変われば、対象となります。具体的には、右開きの戸を左開きに変更する場合、ドアノブをレバー式把手等に変更する場合、戸車を設置する場合などが考えられます。

（問）
排泄に介助が必要である。介助のスペースを広くするため、住宅改修でトイレの扉を内開きから外開きに変更することは可能か。

（答）
介助者のサポートがないと目的を達せられず、本人や介護する者の負担の軽減につながる場合は、住宅改修の対象となります。

（問）
車いす利用者が浴室の扉を一人で閉められないために、扉の幅を広げ、位置をずらすことは、住宅改修の対象としてよいか。また、引き戸から引き戸への変更であった場合でも可能なのか。

（答）
被保険者の身体状況に基づいた理由であれば対象となります。身体状況により工事が必要である理由を詳しく理由書に記載してください。

（問）
玄関から向かって横に扉があるが、車いすのため方向転換ができず、また開き戸のため扉を開けることが困難なため、玄関の扉の位置を変更し引き戸にしてスムーズに入れるようにしたい。

（答）
扉位置の変更については認められています。

（問）
既存の引き戸が重く、開閉が容易でないため、引き戸を取替える場合は住宅改修の支給対象となるか。

（答）

既存の引き戸が重く開閉が容易でないという理由があれば支給対象となります 。ただし、既存の引き戸が古くなったからといって新しいものに取替えるという理由であれば、支給対象とはなりません 。例えば、レールが曲がっている等の理由であれば対象外です。

（問）
クローゼットの扉（折れ戸）が重く開けにくいため、アコーディオンカーテンに変更したいが、給付対象となるか。

（答）

給付対象は、日常生活上クローゼットを開閉する動作が必要であれば対象となります。

（問）
開き戸では開け辛くなり引戸に交換する場合、枠も交換する必要があり、壁の補修も行う。全面の壁を張り替える場合は、住宅改修の対象となるか。

（答）

補修部分に該当する部分のみ、対象となります 。見積内訳は按分します 。

（問）20261009 更新
車いすで通行するために、台所の入り口の扉を取り除く工事費について、対象とできるか。

（答）20261009 更新

利用者の身体状況と住宅状況に基づいた工事であれば、扉の撤去のみで新たに扉を設置しない場合も対象とします。

（問）20261009 更新
車いすで生活をしており、車いすのままトイレと洗面室に入れるようにするため、扉の撤去と間口拡張をしたい。扉の撤去に伴い、付帯工事として間口を広げる工事は住宅改修の対象となるか。

（答） 20261009 更新

利用者の身体状況と住宅状況に基づいた工事であれば、扉の撤去のみで新たに扉を設置しない場合も対象とし、付帯工事として間口を広げる工事も対象とします。

（問）
扉に付属する敷居を段差解消のため取り替えることに伴い、今ある扉を別のものに新調しなければならない場合、扉の費用は給付対象となるか。

（答）

付帯する工事として対象となります。

（問）
ドアノブを変更するために、扉ごと取り替えた場合、（開き戸から開き戸への変更）支給対象としてよいか。

（答）

ドアノブのみが対象となります。

（問）
扉の取替えによって照明スイッチが扉で隠れるが、スイッチの移設は付帯工事として認められるか。

（答）
付帯する工事として対象となります。

（問）
開き戸から引き戸への取替えで、引き戸を引く壁面にあるコンセントが引き戸を引く際の支障となる場合、コンセントの移設費は付帯工事として支給対象とすることができますか。

（答）
コンセントの取外しと移設費は支給対象とすることができます。

（問）
住宅改修の際、不要となった扉の撤去費用及び処分費用は対象になるか。

（答）
これらの費用は「引き戸等への扉の取替え」の工事を行う際に当然、付帯する行為である事から対象となります。

（問）
扉の開閉が困難であるため、既存の扉をカーテンに取替えたいが、住宅改修の対象となるか。また、その際、扉枠の撤去とカーテンレールの取付け工事についても、住宅改修の対象となるか。

（答）
利用者の身体状況と、カーテンに交換した場合の状況（居室等のプライバシー、室温、耐久性等）を考慮したうえでの取替えであれば、住宅改修の対象となりえますが、カーテンは簡単に取り外しが可能なため対象外となります。ただし、扉枠の撤去とカーテンのレールの取付け工事については、交換に伴う付帯工事として対象となります。なお、アコーディオンカーテンの場合は、アコーディオンカーテンそのものも支給対象としています。

（問）
アコーディオンカーテンの開閉が間取りの変更により困難であるため、ロールスクリーンに取替えたいが、住宅改修の対象となるか。

（答）
利用者の身体状況と、ロールスクリーンに交換した場合の状況（居室等のプライバシー、室温、耐久性等）を考慮したうえでの取替えであっても、ロールスクリーンは取付けた金物に嵌め込むタイプのため固定を伴う工事とはならず住宅改修の対象外となります。

（問）
風呂場の扉を取り外し、シャワーカーテンを付けることは対象か。

（答）
扉撤去代およびカーテンレールはビス固定する工事のため対象となりますが、シャワーカーテンは取り外し可能のため自己負担となります。

（問）
観音扉の物入れ前に手すりを設置したいが、手すりを設置すると物入れが開けられなくなるため、扉を観音扉から引き戸に取替えたい。「扉の取替え」として、又は「手すり設置の付帯工事」として対象とすることができるか。

（答）
手すりを設置することにより、扉が開けられなくなることから、「手すり設置の付帯工事」として給付対象となります。

（問）
住宅改修の際不要となった扉等の撤去費用及び処分費用は給付対象になるか。

（答）
これらの費用は「引き戸等への扉の取替え」の工事を行う 際に当然、付帯する行為であることから給付対象になります 。

洋式便器等への便器の取替えについて

（問）
住宅改修の際、不要となった便器の撤去費用及び処分費用は対象になるか。

（答）
これらの費用は「洋式便器等への便器の取替え」の工事を行う際に当然、付帯する行為である事から対象となります。

（問）
便器の取替えに伴う給排水設備工事は、「水洗化に係るもの」を除いて対象となることになっているが、どの程度の工事が給付対象となるか。

（答）
非水洗の和式便器から水洗式の洋式便器に交換する際は便器本体工事とともに水洗化の工事が行われますが、このような場合、水洗化の工事は対象外となります。便器の取替えに付帯する給排水設備工事として想定しているのは、すでに水洗式になっている和式便器を洋式便器に交換する場合に、給水管の長さや位置を変える工事となります。

（問）
便器の取替えに伴う給排水設備工事は、「水洗化に係るもの」を除き認められているが、給排水設備工事は、まさに水洗化に係る工事と思われるが、認められない工事の範囲とは、
① 浄化槽設置工事
② 公共下水道に接続する桝からトイレまでの排水管工事
を指すのか。

（答）

非水洗の和式便器から水洗の洋式便器に取替える場合おいて、便器本体の工事とともに、配水管の長さや位置を変える工事を想定しています 。

（問）
便器の取替えに伴う給排水設備工事については、どこまでが付帯工事となりますか。

（答）

和式の水洗便器を洋式の水洗便器へ取替える際の給排水管の長さや位置を変える工事が対象となります。

（問）
リウマチ等で膝が十分に曲がらなかったり、便座から立ち上がるのがきつい場合等に、既存の洋式便器の便座の高さを高くしたい場合、次の工事は便器の取替えとして支給対象となるか。
①洋式便器をかさ上げする工事
②便器の高さが高い洋式便器に取り替える工事
③補高便座を用いて座面の高さを高くする場合

（答）

① ･･･対象となります。

② ･･･既存の洋式便器が古くなったことにより新しい洋式便器に取り替えるという理由であれば対象となりませんが、質問のように利用者に適した高さにするために取り替えるという適切な理由があれば、便器の取替えとして支給対象となります。

③ ･･･住宅改修ではなく、「腰掛便座」（洋式便器の上に置いて高さを補うもの）として特定福祉用具購入の対象となります。

（問）
洋式便器から、高さのある洋式便器へ交換する場合、住宅改修の対象となるか。

（答）

当該高齢者に適した高さにするために取り替えるという適切な理由があれば、便器の取替えとして住宅改修の支給対象となります。ただし、古くなったから取替えたいなどの理由では対象外となります。

（問）
洋便器では小便が出ない要介護高齢者で、現状の小便器の高さ、大きさが合わず介護を要している場合、適当な小便器への取替えも、住宅改修の対象となるか。

（答）

洋式便器等への便器の取替えとして支給対象となります。

（問）
要介護者に適した高さの便器に取り替えるという適切な理由があれば、支給対象とすることが可能であるが、その新旧の便器の高さの差はどのくらい必要か。またその取替えにあたって、特殊便器（高さ約 41 ｾﾝﾁ）ではなく、標準便器（高さ約 37 ｾﾝﾁ）に取り替える場合でも対象としてよいか。

（答）

被保険者の身体状況に基づいた理由であれば対象となります。身体状況により工事が必要である理由を詳しく理由書に記載してください。

（問）

腰掛便座を購入して和式便器を洋式便器風に使用していたが、洋式便器へ取替えたい。支給対象となるか。

（答）

身体状況や介護環境により支給対象となります。

（問）

一般的に想定されるものとして、和式便器を洋式便器に取り替える場合が多いと思われるが、要介護者の身体的状況から、例えば下記事例のような場合、洋式便器を和式便器に取り替える場合も「洋式便器等への便器の取替え」に該当するか。

【事例】

全盲、尖足、両下腿不全麻痺の方で、今まで何とかつかまってトイレは自立していたが、最近、筋力低下などにより歩行困難となり、つかまっての立ち上がりもできなくなった。ただ、這っての移動はでき、尿便意もあるため、このままオムツ使用ではなく、和式便器に取替えてトイレが自立できるようにしたい。

（答）

介護者の身体状況に基づいたものであり、この場合は該当します。

（問）

便器の高さを補うために、補高便座ではなく、住宅改修の便器の取替えを選択することは可能か。（補高便座を取付けることは可能）同様に、被保険者の身体的状況から既存の洋式便器の便座の高さを高くする必要があるため、洋式便器から洋式便器へ便器を取替える場合、支給対象となるか。

（答）

身体的理由から便器の高さを変える必要があるのであれば、住宅改修を行っても差し支えありませんが、次の方法も検討してください。

① 補高便座を福祉用具購入で対応できるのであれば、いずれを選択するかよく検討したうえで決定してください。

（例）特定福祉用具購入の対象となる「補高便座」を用いて座面の高さを高くする。

② 現存の洋式便器を嵩上げして高さを調節する方法で補う。

（問）

身体状況により、現在使用している洋式便器の便座に座ることが難しいため、洋式便器の向きを変更する場合、支給対象となるか。

（答）

対象となります。原則、向きを変えることに伴いトイレを拡張する工事については対象外となりますが、利用者の心身の状況や家屋の状況によりやむをえない事情がある場合には、例外的に対

象となる場合もあります。ただし、その場合でも、家屋の総面積が増えないことが条件となりますが、身体状況に基づいた拡張が必要な理由を理由書に詳しく記載してください。

（問）
身体和式便器から洋式便器に取替える工事に伴い、車いすに対応する目的で既存のトイレを拡張する必要がある場合、トイレの拡張に伴う工事も住宅改修の支給対象となるか。

（答）
原則として、拡張工事（扉の変更に伴う間口の拡張工事は除く）は対象外となりますが、利用者の心身の状況や家屋の状況によりやむをえない事情がある場合には、例外的に対象となる場合もあります。ただし、その場合でも、家屋の総面積が増えないことが条件となります。この場合、身体状況に基づいた拡張が必要な理由を理由書に詳しく記載してください。

（問）
現在使用している和式便器を取り壊し、別の場所に新たに洋式便器を設置した場合は支給対象となるか。

（答）
和式便器を撤去し、洋式便器のみ使用する場合は、和式便器のトイレの撤去・処分、洋式便器の設置費用のみ対象となります。ただし、既存の和式便器はそのまま家族が利用し、追加で洋式便器を設置する場合などは、便器の取替えにあたらないため対象外となります。

（問）
現既存の和式トイレを改修するのではなく、居室の隣室を改造して洋式トイレを新たに設置する場合は、洋式便器等への取替えとはならないので、住宅改修の対象とはならないと判断してよいか。なお、既存のトイレは、家族がそのまま使用する予定である。

（答）
改修ではなくトイレが増設されているため対象外となります。

（問）
和式便器から暖房便座や洗浄機能等が付加された洋式便器への取替は住宅改修の対象となるか。

（答）
商品として暖房便座や洗浄便座一体型の洋式便器が一般的に供給されていることを考慮すれば、「洋式便器等への便器の取替え」工事を行う際に、暖房便座や洗浄便座一体型の便器を取付ける場合にあっては、支給対象とします。ただし、洗浄機器等を追加するためだけの目的の場合やコンセント設置等の電気工事費は対象外とします。

（問）
和式便器から洗浄機能付きの洋式便器に取替える際、電気配線工事は、住宅改修の支給対象となるか。

（答）
電気配線工事は、洗浄機能に付帯して必要となる工事であるため、住宅改修の対象外となります。

（問）
現在使用している洋式便器が故障した。被保険者の身体状況から洋式便器が必要である。この場合、給付対象となるか。

（答）
既存の洋式便器が故障した場合の修理は、対象外となります。

（問）
既存の洋式便器の便座を、暖房便座や洗浄機能等が付加された便座に取り替える場合、住宅改修の対象となるか。

（答）
便器の取替が介護保険住宅改修の支給対象とされているのは、立ち上がるのが困難な場合等を想定しているためです。既に洋式便器である場合で単に暖房便座や洗浄機能等のみを目的とした便座の取替は対象外となります。便器の高さを変える等の理由が身体上の事由であれば、便器の交換は対象となります。

（問）
現在洋式便座を使用している者が、ウォシュレット機能の付いている便座に交換することは可能か。ウォシュレット機能を使用することにより自力で排泄行為を終了することができることから、必要な機能と考えられるがいかがか。

（答）
既に洋式便器を設置していることから対象外となります。

（問）
洗浄便座（ウォシュレット等）の壁リモコンは対象になるか。

（答）
最近の洗浄便座（ウォシュレット等）には本体に操作盤がついていないのが一般的になっていますので、 対象となります。ただし、リモコン設置のための電気工事費用は対象外です。

（問）
便器の交換にかかる壁の補修は、給付の対象となりますか。

（答）
便器の座面以上の部分は給付対象外となります。

（問）
ＴＯＴＯが販売する商品「スワレット（和風改造用便器）」に対する保険給付は、特定福祉用具の「腰掛便座」として扱うのか、または、住宅改修の「洋式便器等への便器の取替え」として扱うのか。

（答）
スワレットについては、床にネジ留め固定をし、配管工事を必要とするものから工事を伴うものとして扱いますので、住宅改修として扱います。

（問）
和式便器の上に腰掛式便器をかぶせ、ビスで固定した場合は住宅改修の対象となるか。

（答）
和式便器自体を取替えるものではなく、またビスで固定できるものが福祉用具にあるため対象外となります。ただし、配管工事等を伴う「スワレット」等は対象となります。

（問）
身体に麻痺がある等の理由により、現状の洋式便器に座れないため、便器の向きを変える工事は、住宅改修の対象となるか。

（答）
要介護者の身体状況により必要と認められる場合には、対象となります。また、当該工事のためにトイレ内部の中扉を撤去する必要がある場合、その撤去費用についても対象となります。

（問）
男性用・女性用それぞれの個室にある和式便器を１つの洋式便器に改修した場合、個室を仕切っていた壁を撤去する工事費用については、「付帯して必要となる住宅改修」に該当するとの判断でよいか。

（答）
便器の取替えに伴う仕切り壁の撤去は住宅改修の対象となります。なお、単に壁を撤去するというだけでは付帯工事には該当しないものと考えます。

（問）
和式便器から洋式便器に改修する際、工期が３日かかるため仮設トイレを設置した場合、仮設トイレの設置に係る費用は対象となるか。

（答）
付帯して必要になる住宅改修は便器の取替えに伴う給排水設備工事及び床材の変更とされているため、仮設トイレ設置費用は対象外となります。

（問）
同一世帯に二人（夫婦）の被保険者が係わる住宅改修については、重複しないように対象となる工事を設定しなければならないと思われるが、トイレの改修工事において、便器の取替え（和式から洋式）は妻（要介護１）、その床段差の解消と手すりの取付けについては夫（要支援）というように、各々の必要度に応じて工事を設定することは可能か。

（答）
重複しなければ可能です。

その他について

（問）
蛇口がハンドルタイプで、握力の無い高齢者は最後まで閉めることができない場合、蛇口の交換は住宅改修の対象になるか。

（答）
シャワー設置工事等は該当になりません。また、「市販の簡易ノブ等を装着することで対応可能であるため、介護保険の給付対象外である」という見解が出されております。

（問）
２階からの転落防止のため階段に柵を取付けたいが、住宅改修の対象となるか。

（答）
柵の設置は住宅改修の対象にはなりません。

（問）
通路の片側が崖になっており、転落の恐れがあるため、柵の代わりとして手すりを設置したい。

（答）
手すりとしてではなく、柵の機能を期待して設置する場合は、保険給付の対象外です 。

（問）
住宅改修に付帯して必要となる住宅改修とは具体的にどのようなものか。

（答）
次のような工事が想定されます。

項 目	付 帯 工 事
① 手すりの取付け	手すりの取付けのための壁の下地補強等
② 段差の解消	段差の解消に伴う改修設備工事等
③ 滑りの防止、移動の円滑化などのための床または通路面の材料の変更	床材の変更のための下地の補強や材料の変更のための路盤の整備
④ 引き戸などへの扉の取替え	扉の取替えに伴う間柱などの改修工事等
⑤ 洋式便器などへの便器の取替え	便器の取替えに伴う給排水設備工事（水洗化または簡易化に係るものを除く）や床材の変更等

（問）
複数の機能を合わせ持つ製品を設置した場合は、保険給付の対象となるか。

（答）
手すり付踏み台など、複数の機能を持つ製品を設置した場合で、手すりと踏み台のどちらも本人にとって必要な住宅改修であれば、それぞれの必要性を明確にした上で申請してください。

（問）
工事を行う業者は、指定を受けた業者でないといけないのか。

（答）

守口市では業者の指定等を行っていないため、自由に選んでいただいて結構です。

（問）
住宅改修の諸経費として対象となるものはなにか。

（答）

住宅改修にいたるまでの手間を評価し、支給対象とします。

諸経費として含むことができる費用は、運搬費、搬入費、持込残材処分費、養生費、仮設関係費、消耗品費、交通費、燃料費、通信費、設計料、積算費用、申請手数料、事務所経費等です。なお、諸経費の範囲がどこまで含まれるかの判断は、住宅改修に要する経費であること、他事例と比較して著しく高額でないこと等の観点から、個別で判断していくことになりますが本市では、諸経費は原則として工事費の 10%以内とします。

（問）
賃貸アパートの廊下などの共用部分は住宅改修の支給対象となるか。

（答）

賃貸アパート等の集合住宅の場合、一般的に住宅改修は当該高齢者の専用の居室内に限られるものと考えられるが、洗面所やトイレが共同となっている場合など、当該高齢者の通常の生活領域と認められる特別な事情により共用部分について住宅改修が必要であれば、住宅の所有者の承諾を得て住宅改修を行うことは可能であり、支給対象となることがあります。しかしながら、住宅の所有者が恣意的に、当該高齢者に共用部分の住宅改修を強要する場合も想定されるので、高齢者の身体状況、生活領域、希望等に応じて判断します。

（問）
分譲マンションの廊下などの共用部分は住宅改修の給付対象となるか。例えば、分譲マンションの共有部分（ベランダ）の段差の解消は給付対象となりますか。

（答）

賃貸アパート等と同様、専用部分が一般的と考えますが、マンションの管理規約や他の区分所有者の同意があれば、共用部分の住宅改修も支給対象とすることができます 。（同意とは 賃貸借用の承諾書を管理組合名で記載した承諾書のこと。なお 、区分所有法による規定も可）

（問）
店舗と自宅が併設されている住宅改修について店舗部分の改修を行うことは可能か。

（答）

原則、店舗部分に関しては住宅改修の対象外としています。しかし、店舗部分しか出入りできない住宅等の場合で店舗部分を生活の拠点として行っている等個々の住宅の状況を勘案して住宅改修の検討を行うことはあります。

（問）
賃貸住宅の場合、退去時に原状回復するための費用は対象となるか。

（答）

対象外となります。

（問）
購入する際の自己負担額はいくらになるのか。

（答）
負担割合証に記載されている割合（１～３割）に応じた額を負担していただきます。自己負担額の算定に当たって１円未満の端数が生じた場合は、切り上げて算出します。

【自己負担割合が１割の場合】

11,111 円の住宅改修を行った場合

自己負担額＝11,111 円×1 割　⇒　1,112 円（1 円未満切上）

（問）
鉛筆・消せるボールペンその他の消滅しやすい筆記用具による記入の場合、申請は可能か。

（答）
鉛筆・消せるボールペンその他の消滅しやすい筆記用具で申請書等が記入されている場合、修正や改ざんが容易に可能であるため、消えないボールペンで記入し申請してください。

質問について

本Ｑ＆Ａに記載のない事項について質問がある場合には、別紙質問票にて高齢福祉課までお問い合わせください。※電話・窓口でのご質問に対しては、その場で回答しかねますのでご了承ください。

【留意事項】

・回答は、質問票に記載された内容について行います。回答の際に追加の質問をいただいても即答しかねますのでご了承ください。

・質問票に記載しきれない内容がありましたら、別途、資料を添付していただいて結構です。

・質問票に記述されている項目（内容）が網羅されていれば、質問票の様式でなく別の様式でも差し支えありません。

・「〇〇について、保険者の判断を…」と照会される場合がありますが、判断には詳細な状況説明を求める場合がありますので、ご承知おきください。

・質問票に対する回答の連絡をした際に、担当者が不在でも対応できるよう、事業所内で質問内容の共有をお願いします。

・回答に当たっては、内容により高齢福祉課内での検討等のために時間を要する場合もありますので、ご承知おきください。

・いただいた質問票の中で、同様の質問が多い項目等については、Ｑ＆Ａに追加していく予定です。

質 問 票

年　　月　　日

守口市健康福祉部高齢福祉課 行

FAX　06-6991-2551

TEL　06-6992-1610

MAIL　kaigo@city.moriguchi.lg.jp

事業所名

事業所管理者名

事業所番号

サービス種類		回答先 電話番号	
担当部門名		担当者名	
質問タイトル			
質問の対象 サービス			
質問の趣旨・内容			
事業所内で検討 した関連規程			
事業所内で検討 した際の疑問点			
回 答 (※保険者記入)			